

令和元年度第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録概要

- 1 開催日時 令和2年2月6日(木)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時30分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 出席者名 委 員 高橋富美代, 吉田勝幸, 川村振一郎, 土井弥寿子, 太田信子, 藤原朗, 山根弘行, 斉藤正, 平田博史, 毛塚早苗, 吉村昌彦, 嶺岸秀一, 片波見昌浩, 内藤俊夫
事務局 長島秀一, 加藤英昭, 村上恒和, 小林隆義, 野木雅生, 谷脇光
- 4 公開又は非公開の別 一部非公開
- 5 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 6 傍聴人定員及び傍聴人数 定員5名(傍聴0名)
- 7 審議内容等

会長

報告・説明事項について, 事務局お願いします。

事務局

いじめの重大事態の対応については, 千葉県教育庁教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室が作成したリーフレットが各小中学校に配布されました。このリーフレットでは, 各学校がいじめ防止基本方針で示している対応の流れに加え, 重大事態に対する課題として具体的な事例が示されています。調査に当たっては, 公平性・中立性を確保して調査組織を設置することが求められます。八千代市では, いじめ防止基本方針において, 重大事態への対処が明記されています。重大事態と判断したときは, 当該重大事態に係る調査を行うため, 速やかに, その下に組織を設けること, 教育委員会は調査の主体を決定することになっています。また, 教育委員会が調査の主体となる場合の調査組織として「教育委員会事務局いじめ調査委員会」が示されています。こちらが八千代市の重大事態発生時のフロー図です。重大事態の定義については, いじめ防止対策推進法でこのように定義されています。重大事態の例としては, このように, 自殺を企図した場合や, 身体に重大な障害を負った場合などが想定されています。重大事態への対処について確認します。お手元の資料は「八千代市教育委員会いじめによる重大事態への対処に関する要領」をご覧ください。重大事態の報告についてですが, 認知した学校が八千代市教育委員会へ報告します。その後, 八千代市長へ報告するとともに, 千葉県教育委員会へ情報提供します。教育委員会は, 学校へ事実の確認と詳細な報告を指示するとともに, 重大事態に対しては事実関係の調査を行う主体を決定します。学校が調査主体となった場合は, 学校いじめ防止基本方針に基づいて組織的に調査を行います。被害児童生徒, 保護者の学校への不信感が強い場合や, 重大事態への対処に十分な結果が得られないと判断されるような場合は, 教育委員会が調査主体となります。教育委員会が調査主体となった場合は, 八千代市いじめ問題対策調査委員会による調査が行われます。対策調査委員会は, 必要に応じて教育委員会が諮問することになっており, 被害児童等以外の者からの申し立ての際は, 当該被害児童等からの同意が必要になります。調査の実務は事務局いじめ調査委員会が担うことになり, 関係課員による調査チームを編成して行います。事務局いじめ調査委員会は, 教育次長が定めるところにより, ここに示されている中から当該調査に係る重大事態と関係を有する者によって組織

されることとなります。調査結果は、八千代市長および当該児童生徒、保護者へ報告するとともに、千葉県教育委員会へ情報提供します。その結果を受けて、当該児童生徒、保護者から八千代市長へ再調査の申し立てが行われる場合があります。再調査の申し立てを受けた市長は、部局内に附属機関を設置する等の方法により、再調査を行うことができます。フロー図では、それを「市いじめによる重大事態再調査委員会」と示しています。教育委員会の附属機関である対策調査委員会は、再調査に関与することができません。この再調査委員会については、八千代市では現在も未設置となっている状況は変わりません。これは、全国の重大事態の発生件数のうち、調査結果について再調査が行われた件数です。わずかずつではありますが、増加していることがわかります。他市の設置状況については未設置のところが多いですが、再調査が行われていなくても、すでに設置しているところもあります。八千代市においても、設置に向けて準備を進めていくことが必要となります。

市いじめによる重大事態再調査委員会については、様々な自治体で準備がされているところとなります。再調査が必要である場合に会として運営されていくこととなります。未設置ということで、八千代市としても研究をしていき設置に向けて動いていかなければならないところです。近隣におきましては、習志野市がホームページ上にアップされているのですが、こちらは習志野市いじめ問題再調査委員会というところが、本庁部局を所管として運営されています。習志野市のいじめ問題対策委員会、また、習志野市いじめ問題対策連絡協議会に関しましては、教育委員会の指導課が運営しております。八千代市においても本庁部局と連携をとって設置について研究していきたいと考えております。

会長

ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、質問等がありましたら、お願いします。それでは、会をすすめ、議題に進めます。議題の中でご質問があれば資料を参考に。

土井委員

市長はお一人でお決めになるのですか。市長が決めるのには法令はあるのですか。

嶺岸委員

最終的には市長の命によって判断し決定していきます。そこには、市長に正しく情報を共有するような場を設けていきますので、その辺りについても設置と同様に、どういう形で再調査をかけるということについても同時に話し合い、研究し検討していくということになります。連携をとっていくのは教育委員会と、所管がまだ決まっていませんけども本庁が設置に向けたものと、土井委員が質問された部分についてのことを同時に研究していくということが必要になってくると思います。

毛塚委員

メンバーという部分では教育委員会関係が多いと思います。保護者や弁護士のように専門的な考えをもつ人は参加しないのでしょうか。次長が想定する機関というものはどういうものにあたるのでしょうか。

事務局

調査を実際に行うにあたり、学校と連絡を取り調査の聞き取りが求められます。調査を実務的に行うものと考えています。

嶺岸委員

フロー図をみていただく中で、次長の求めによって組織されるイメージです。事案がおきた場合に報告が上がってきます。学校に調査をかけるもの、教育委員会が調査するものがありますが、基本的に未設置なので、今後やっていかなければなりません。教育委員会の中で主体になっていく。委員が5名、弁護士、医療関係、スクールカウンセラー、大学教授がいます。調査委員会を活用させていただいて設置しています。有識者もいますが、時代にあった5名かどうかは研究していきます。再調査委員会については、未設置が許されない時代になっています。設置に向けて研究・検討していきます。習志野市は設置していますので、先進市の事例を含めて、最終的には再調査について教育委員会は連携させていただきませんが、設置については市長含めての本庁で設置していくこととなりますので、再度研究を進めていく、ゴールを示してやっていくことが求められていくことだと思えます。本協議会については、

15名と決められていますが、以前は総務課長に入ってもらっていたこともあり、関係機関の方々にご意見を求めていきたいと考えております。

齊藤委員

習志野市の例が出ましたが、再調査委員会を設置するにあたって、市としては条例によって設置していかなければいけません。習志野市の設置の条例は、今ある連絡協議会、調査委員会および再調査委員会ということで同じ条例の中に入っています。そういった条例のつくり方とか、あとは新たな条例を制定して再調査委員会を設置するとか、こういった方法があると思うが、他市の状況を見極めながら今後は教育委員会と連携しながら作成しなければいけません。他市の状況を見ると、委員は弁護士や学識経験者といった5名程度で設置されているということ把握しており、今後は制定に向けて調整しながらやっていく必要があるのではないかと考えています。

会長

まずは、どちらが主体かを考えていかないといけません。教育委員会の附属機関として事務局いじめ調査委員会があります。次長がこういった方々に協力をお願いするという場合もあります。最終的には教育委員会が市長に報告し、ここで終了になる場合もあれば、別の機関の調査が必要となった場合は、再調査委員会が設置されることとなります。他市の状況を研究・確認をして本市でも整えていき、万が一このようなことがあったら対応していきたいと思えます。皆様のところにもお声かけする場合もあるかもしれません。

太田委員

全国の発生件数ということですが、自殺したお子さんの保護者が依頼したものも入っていますか。そうみると件数的には少ないような気がします。

事務局

問題調査で報告があがっているものになります。こちらは再調査の件数です。

齊藤委員

うちわけはわかりますか。

事務局

内訳はわかりません。

毛塚委員

八千代市には重大事態はないということは、開催していないということですよ。

事務局

会議自体はやっていますが、重大事態の対応ということではやっていません。

吉田委員

重大というのはどの程度ことを言うのですか。

事務局

ガイドラインがございます。事例として、心身に重大な被害を負った場合として、リストカットなどの自傷行為を行ったもの、投げ飛ばされ脳震盪をおこした場合などが示されています。

吉田委員

事件化されたものはないのですか。

川村委員

今現在はありません。各小中学校へ情報提供はしています。

吉田委員

件数的にないから大丈夫かといえばそうではなく、実際に条例を変えないといけないと思えます。かつメンバー選定や予算化の問題もあります。プロジェクトチームを作って取り組まないといけないと思えます。いつまでに設置するというたたき台、計画はできているのですか。

事務局

重大事態が疑われる案件については、学校に情報提供確認で連携をとっています。対応に関しては、案件としてはございませんが、いつ起きてもおかしくありません。近隣に会の進め方などについて研究しております。情報提供をいただきながら、設置に向けて動き出しているところです。

吉田委員	どこが主になってイニシアティブを取るのですか。
斉藤委員	市長部局であれば総務課も含めて、教育委員会との協力も必要になります。こども部とは連携をとって進めてきています。先延ばしはできないので、秘書課に伝えて、市長・副市長にも情報を提供していきたいと思います。どこが担当課かということも決まっていますが、ゴールを明確にしていきたいと思います。条例をしっかりと議会にあげていく。関係機関の方々にも来ていただいているので。
嶺岸委員	子ども部と教育委員会は、非常に連携を図れており、何かあったときには、日々顔を合わせて進めてきています。今、斉藤委員、吉田委員からお話があったことは先延ばしにできないので、基本的に教育委員会としては秘書課に伝えて、市長・副市長を含めてあげてもらいたいと考えております。どこが担当課になるのかについても決まっていないところがあるので、まずは教育委員会と子ども部でつくって、担当課についても最終的には市長の判断で決めていただく中で進めていくこととなります。その中でゴールはどこなのかということを明確に示していくことが重要であり、条例をしっかりと議会に上げて、承認を得て予算をとっていくということを、時間はかかるがきめ細かく関係機関から情報や御意見をいただきながら進めていければと考えています。
吉田委員	参考までに、習志野市のいじめの会議は市長と教育長が絶対に参加します。途中退席するということはありません。上からトップダウンでやっていかないとできないことだと思います。市長や教育長にもこの会に参加してもらおうとかした方がよいと思います。
会長	貴重な情報をいただいたので、次年度の会議で進捗状況なども報告できればと思います。連携を密にとって設置に向けてシステムを整えていかなければいけないなと思います。それでは、これより非公開の会議となります。

- ・ いじめの認知件数の変化について、要因としてはいじめに関する研修、県からの資料、教育委員会からの周知などがある。また、学年体制で見えていくことや、生活アンケートによって未然に防ぐ取り組みがある。
- ・ 学級任せにせず、学年全体で児童生徒を見ていくことが大切である。
- ・ 教育相談やアンケートを実際にやって3年経ったころなので成果が出てきたと考えられる。
- ・ 不登校については、心の健康という方もいる。適応支援センターの方でもやっているとは思いますが、今後どういう風に対応していくのか。自宅でのケアも必要ではないか。
- ・ 不登校の要因も様々なものがある。中学校においてはスクールカウンセラーが全校に配置されている。県の事業でソーシャルワーカー、訪問相談担当教員もいて各学校が活用している。長欠の見立てとして、例えばおなかが痛いということが今までは病欠として見ていたところが、それが理由として不登校があるのではないかという見立てができていないから不登校の人数が増えている。
- ・ 別室に登校している子はまだ安心。外にでず、家に閉じこもっていて家庭訪問しても出て来られない生徒の方が心配。ソーシャルワーカーの数が足りないのも事実。
- ・ 外国の特別支援の子もコミュニケーションがうまくいかない。
- ・ 未然防止として、特別支援学級の児童が通常学級の児童とのコミュニケーションをとるために交流して

いる。通常学級の児童と行動を共にする。特性で大きな音が苦手だということもあるが、1年生の時から一緒に過ごしているので特性を理解してくれている。そういう関わりを大切にしている。特別支援学級の担任にそばにいてもらうようにしている。色々な個性を取り入れて、その中で生きていくという関わり方をしている。

- ・発達障害の児童生徒が増えていると聞く。認めている場合とそうでない場合がある。かつて学校の先生の対応は、構うなという、まるでその子がいないようなふるまい。今現在は時代が変わったが、どのように発達障害と思われる子に接しているのか。保護者に対しても。
- ・心配な児童については、学期に1回、特別支援アドバイザーに1日見てもらい、学級担任と面談して、対応についてやりとりをする。プロの目を通して対応の仕方を探る。
- ・普通学級の中にも支援が必要な生徒がいるのは確か。中学校のいじめの件数が減ったということにつながる。仲間と一緒に学習ができるという安心感。グループ活動が充実している学校は、減少につながる。
- ・いじめが増えているのは、発達障害や外国籍であることが原因なのか。みんなとうまく適応できないことが原因であるのならば、バリアフリーなどを意識して取り組めば、解消できるものである。外国籍の場合、父が家族を呼べるようになってから来日すると、母国では優秀だったのに日本に来てなにも分からないという劣等感がある。今までの自分に対してプライドがある。教育で半分以下にもできるものではないだろうか。これから外国籍の子どもがどんどん増えるので対応が求められる。
- ・八千代市では確かに重大事案ではないが、学校の先生方がカバーしている。学校でトラブルを把握するのは難しいのは重々承知している。いなくなれば対応するのは警察だが、そこにもう少し深く入っていける制度があればいい。いじめかどうかは判断できないが、トラブルがあるということを知っていれば、警察ももっと踏み込める。友人関係のトラブルだからと蔑ろにしないことが大切である。

会長

我々が話し合っている最中も、学校では1万6千人の子供たちが生活していますので、様々な感動も生まれているとは思いますが、また同時に様々なトラブルも発生していることが予想されます。傷ついたり悲しんだりしている子供たちが必ずいますので、早く手を差し伸べてあげられるように、今後も連絡協議会の皆様と情報を共有させていただきながら、八千代の子供たちがより良く生活していけるようにお力を貸していただければと思います。では、この後の事務連絡について、事務局お願いします。

事務局

今後について御連絡いたします。審議内容につきましては、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による調査委員会との円滑な連携を踏まえ、情報提供いたしますことを御承知おきください。来年度については、本年度と同様に年間2回の協議会を開催します。第1回は、令和2年5月21日（木）10:00～11:30、第2回は、令和3年2月3日（水）10:00～11:30。なお、開催1ヶ月前には開催通知を送付いたしますので御確認ください。最後に、本日お配りした資料の中で、プレゼンテーションシートにつきましては、会終了後に回収させていただきますので、御協力をお願いします。以上です。

会長

以上で、令和元年度第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。